代理人弁護士による資料の開示請求に関する要領

本要領は、「精神医療審査会マニュアル(平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)V退院等の請求受理について(3)合議体での審査に関するその他の事項イ合議体における資料の扱いについて」に基づいて請求者が当該患者であって弁護士である代理人からの意見陳述に必要な資料の開示等の申出があった時に関する取扱いを定めるものとする。

1. 精神医療審査会資料の定義

精神医療審査会資料とは、「措置入院に関する診断書」「医療保護入院者の入院届」「退院等請求書」「請求者の意見書」「病院管理者の意見書」「家族等の意見書」と定義する。

- 2. 代理人である弁護士に関する取り扱い
- (1)請求者である当該患者である弁護士の代理人契約書又はその写しを徴取することにより、代理人であることを確認する。
- (2) 弁護士である代理人が意見聴取に同席を希望する場合にはこれを認める。
- (3) 既に決定した意見聴取の日程の変更は認めないものとする。
- (4) 意見聴取に同席可能な範囲は請求者である当該患者の意見聴取のみとする。
- (5) 弁護士である代理人には円滑な意見聴取への協力を要請する。
- 3. 資料開示申出の受理
- (1)「資料提供の申出書」(様式1)により受理する。
- (2) 精神医療審査会は、意見書作成者に対し、弁護士である代理人に開示する場合があることを事前 に教示する。
- (3) 「家族等の意見書」については、作成した家族等が弁護士である代理人に開示を同意しない時は、開示しないものとする。
- 4. 開示方法
- (1) 開示方法は閲覧のみとし、写真、ビデオ撮影および録音を含む資料の謄写等は認めない。
- (2) 閲覧日時・場所については弁護士である代理人と調整するものとする。
- (3) 資料閲覧には精神医療審査会事務局員が立ち合うものとする。
- (4) 開示された情報は目的外使用及び、患者本人や家族等への提供を認めない。
- (5) 開示内容は、精神医療審査会において審査に必要と判断された箇所のみとする。
- 5. 意見の陳述
- (1) 弁護士である代理人が審査会での意見の陳述を希望する場合、陳述する時間を定めた上で来訪してもらう。
- (2)審査日(合議体開催日)の日程変更は行わない。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

参考:「(平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)別添、精神医療 審査会運営マニュアルV3(3)イ」